

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、Bに所在していた会社C工場において、自動車部品の製造業務に従事していた。

請求人によれば、事業場内で主さ約1kgのスプリングを同時に右手で4個持ち、左手で補助をし、作業台の上に置き、作業台の上に置いたスプリングを1個ずつゴムを取り付ける作業を2人1組で900～1200回行っているうちに、だんだん手が腫れ、痛くなり仕事ができなくなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「両第3、4指バネ指」と診断され、平成〇年〇月〇日、E病院に転医し、さらに同年〇月〇日、F病院に転医し「両手関節炎、両手指腱鞘炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第4 審査資料

(略)

## 第5 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月または〇月に本件疾病を発症したものと認められるところ、上肢作業による疾病の業務上外の判断に当たっては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長は、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (2) 請求人の業務は、4個約7kgのスプリングを作業台に持ち上げ、1個ずつにゴムを取り付けるという作業を繰り返すもので、認定基準の「上肢等に負担のかかる作業」のうち「上肢の反復動作の多い作業」に「相当期間」従事していたと認められるが、上記作業は複数の作業者によって行われており、時期によって製造数量も異なるところ、審査官は1日の1人当たりの取扱い数量である平均製造数量を算出しており、それによると決定書に説示するとおり、発症時期とされる平成〇年〇月、〇月のいずれにおいてもそれぞれ発症前2か月間は減少し、前3か月目において若干の増加にとどまることが明らかである。
- (3) また、請求人の本件疾病に係る各医師の意見をみると、本件疾病と業務との因果関係について、G医師は、「関連はないと考える。」と述べ、また、H医師は、「労務に起因したものとは考えがたい。」と述べ、いずれも因果関係を否定している。さらに、I医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において「平成〇年〇月頃発症とすると、〇月、〇月の作業量はかえって低下している。また、平成〇年〇月頃発症とすると、〇月、〇月の作業量はかえって低下している。」

と述べ、認定基準の「発症前に過重な業務に就労したこと」という要件は満たしていないと判断している。

- (4) 当審査会において一件資料を精査するも、請求人は上記(2)のとおり「上肢等に負担のかかる作業」に従事していたものの、本件疾病の発症前に過重な業務に就労していたとは認められず、業務と本件疾病との因果関係も認められないことから、請求人に発症した本件疾病は、認定基準の要件を満たしておらず、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人及び再審査請求代理人は、J医師の意見を考慮してほしいと主張しているが、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「因果関係は、overuseによるものとしてあり得ると考えますが、転医をくり返しており詳細不明。」と述べ、本件疾病と業務との因果関係の可能性を述べているに過ぎないことから、上記判断を左右しない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。